令和６年度　教育・保育給付認定申請書兼保育利用希望申込書

（継続）

坂町長 様

・坂町が、保育所及び認定こども園の利用に必要な税情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧する

こと、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、保育所等に提示することに同意します。

・記載されている事項で、保育の運営上必要と認められる情報を保育所等に提供することに同意します。

・入園後は、規則を守り、定められた利用者負担額は、納期限までに必ず納付することを誓約します。

　　以上のことに同意・誓約の上、次のとおり入園を申し込みます。　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者（保護者）氏名　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入園児童 | ふりがな | 生　年　月　日 | 性　別 |
| 氏　名 | 平成令和 | 年　　　月　　　日 | 男　・　女 |
| 申込者（保護者） | 住所　　坂町 | 連 絡 先 | 父：　　　－　　　　－　　　　 |
| 母：　　　－　　　　－　　　　 |

【継続利用を希望する施設】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【希望する保育必要量】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 坂みみょう保育園　・　小屋浦みみょう保育園横浜若竹こども園　・　なぎさ若竹こども園 |  | 保育標準時間保育短時間 |

【家族の状況】

　※**入園児童以外の**同居している方をすべて記入してください。単身赴任の場合も記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　氏　　　名 | 児童との続柄 | 生年月日 | 性別 | 勤務先等 | 保育が必要な理由※18～65歳のみ |
|  |  | 昭和・平成・令和 | 男女 |  |  | ①就労②妊娠・出産③疾病や障害④介護や看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧ＤＶ⑨育児休業⑩その他 |
| 年　　月　　日 |
|  |  | 昭和・平成・令和 | 男女 |  |  |
| 年　　月　　日 |
|  |  | 昭和・平成・令和 | 男女 |  |  |
| 年　　月　　日 |
|  |  | 昭和・平成・令和 | 男女 |  |  |
| 年　　月　　日 |
|  |  | 昭和・平成・令和 | 男女 |  |  |
| 年　　月　　日 |
|  |  | 昭和・平成・令和 | 男女 |  |  |
| 年　　月　　日 |
|  |  | 昭和・平成・令和 | 男女 |  |  |
| 年　　月　　日 |
| ※単身赴任等で父母の住所が異なる場合　続柄【　　】　住所【　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 | ※保育を必要とする理由が「⑩その他」の場合　続柄【　　】　理由【　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |

|  |
| --- |
| 【提出にあたっての注意事項】・この申込書は、入園児童ごとに全ての事項について記入し提出してください。同一世帯で２人以上の申込をする場合は、添付書類を最年少児に添えて提出してください。・虚偽の申請をした場合は、保育の実施を解除することがあります。・保育が必要な理由によって提出する書類が異なりますので、裏面をご覧ください。 |

○必要書類について

　児童と実際に同居している１８歳～６５歳までの方について、下記の書類が必要です。

　また、保育できる時間は事由によって異なります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育が必要な理由 | 必　要　書　類　等 | 保育の必要量 |
| ①就労 | 在職証明書、就労等申立(証明)書 | 120時間以上の就労 | 標準時間 |
| 48～120時間の就労 | 短時間 |
| ②妊娠・出産 | 就労等申立(証明)書、母子手帳※出産予定日の属する月と、その前後２ヶ月の５ヶ月間利用できます。 | 標準時間 |
| ③疾病・障害 | 就労等申立(証明)書、診断書又は手帳等 | 標準時間 |
| ④介護・看護 | 就労等申立(証明)書、病人の診断書又は手帳等 | 状況に応じて認定 |
| ⑤災害復旧 | 就労等申立(証明)書、罹災証明等 | 標準時間 |
| ⑥求職活動 | 求職活動状況申立書ハローワークを活用している場合はそれを証明する書類等 | 短時間 |
| ⑦就学 | 就労等申立(証明)書、在学証明等 | 120時間以上の就学 | 標準時間 |
| 48～120時間の就学 | 短時間 |
| ⑧ＤＶ | 状況により必要な書類が異なります。民生課へご相談ください。 | 標準時間 |
| ⑨育児休業 | 在職証明書※証明時点の育児休業期間を記載してもらってください。 | 短時間 |
| ⑩その他 | 就労等申立(証明)書、各証明書等 | 状況に応じて認定 |

※施設が定める利用時間帯を超えて利用せざるをえないことが常態の場合は、申出により、標準時間認定を受けることができます。また、標準時間認定を受けている人は、申出により、短時間認定を受けることができます。